

# 三豊市保育所運営計画

平成 23 年 3 月

三 豊 市

# 目 次

序章 計画策定にあたって.....	1
第1章 保育所の入所児童数の見通し.....	3
第2章 三豊市の保育所の果たす役割.....	8
第3章 保育所の運営形態に関する方針.....	12
第4章 公立保育所の保育士体制及び配置に関する方針.....	19
第5章 保育所の施設整備に関する方針.....	23
第6章 保育所から見る幼保一体化への考え方.....	26
第7章 計画の推進体制.....	29
第8章 参考資料.....	31
1 用語説明.....	31
2 三豊市保育所運営計画策定委員会設置要綱.....	34
3 三豊市保育所運営計画策定委員会委員名簿.....	36
4 検討経過.....	37

## 序章 計画策定にあたって

### 1 三豊市の現状

ここ数年、三豊市で育つ就学前(生まれてから小学校入学まで)の子ども約3,000人は、10か所の公立保育所に約3割、20か所の公立幼稚園に約4割が通所・通園しています。

残りの約3割は、ほとんどが保育所や幼稚園に通所・通園する前の0~2歳の子どもです。この子どもたちは、市内3か所の地域子育て支援センター(市立)をはじめ、市民が主体となって運営する子育てサークルなどに通ったり、ファミリーサポートセンターや市内外の認可外保育所(民間)などを利用しながら、家庭や地域で過ごしています。

近年は、三世代が同居する世帯が比較的多い三豊市においても、保育所の居残り保育時間の延長、病後児保育施設の増加、幼稚園の預かり保育の年齢拡大といった保育サービスへの要望が保護者から寄せられるようになりました。

### 2 計画策定の視点

本市では、こうした現状を踏まえ、およそ10年間を見通した保育所運営のあるべき姿を検討するために保育所運営計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置しました。

委員会での協議を重ねる中では、国の保育指針(3.保育の原理)と教育基本法(第11条)に“人間形成の基礎を培う”と謳われる就学前の子育て支援について、その一翼を担う保育所の今日的な役割と運営形態が本市としてどうあるべきか、本市における幼保一体化の考え方など、子育てに関する多岐にわたるテーマを掘り下げることになりました。

こうした協議の結果、“子どもの最善の利益を重視し、子どもの成長・発達に最もふさわしい保育のあり方を考える”という視点で、以下の5項目を柱にして本計画を策定しました。

- 三豊市の保育所の果たす役割
- 保育所の運営形態に関する方針
- 公立保育所の保育士体制・配置に関する方針
- 保育所の施設整備に関する方針
- 保育所から見る幼保一体化への考え方

### 3 計画の性格

本計画は、本市の地域特性や就学前児童を取り巻く状況、保育所に通う子どもの保護者の意向、保育所で働いている職員の意向、国の政策や制度に関する動向を踏まえた上で策定したものです。

また、三豊市次世代育成支援行動計画（平成 22 年 3 月策定）、三豊市の就学前教育・保育に関する報告書（平成 22 年 1 月）、三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会の答申（平成 23 年 3 月）との整合性も踏まえて策定しています。

なお、計画の策定にあたっては、保育所運営計画策定委員会の設置のほか、保護者と保育所職員対象のアンケート調査の実施、委員会メンバーによる保育所の視察を通じて、本市の保育所の現状を十分に踏まえた計画策定に努めています。

（参考）子どもの最善の利益

子どもの最善の利益は、児童（18 歳未満の者）の権利について定める「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」（平成 6 年 5 月 16 日条約第 2 号）の第 3 条に規定されている。子どもの支援に際しては、現在あるいは未来において子どもにより良い結果をもたらすことを最も考慮し、関与しなければならないとする考え方。

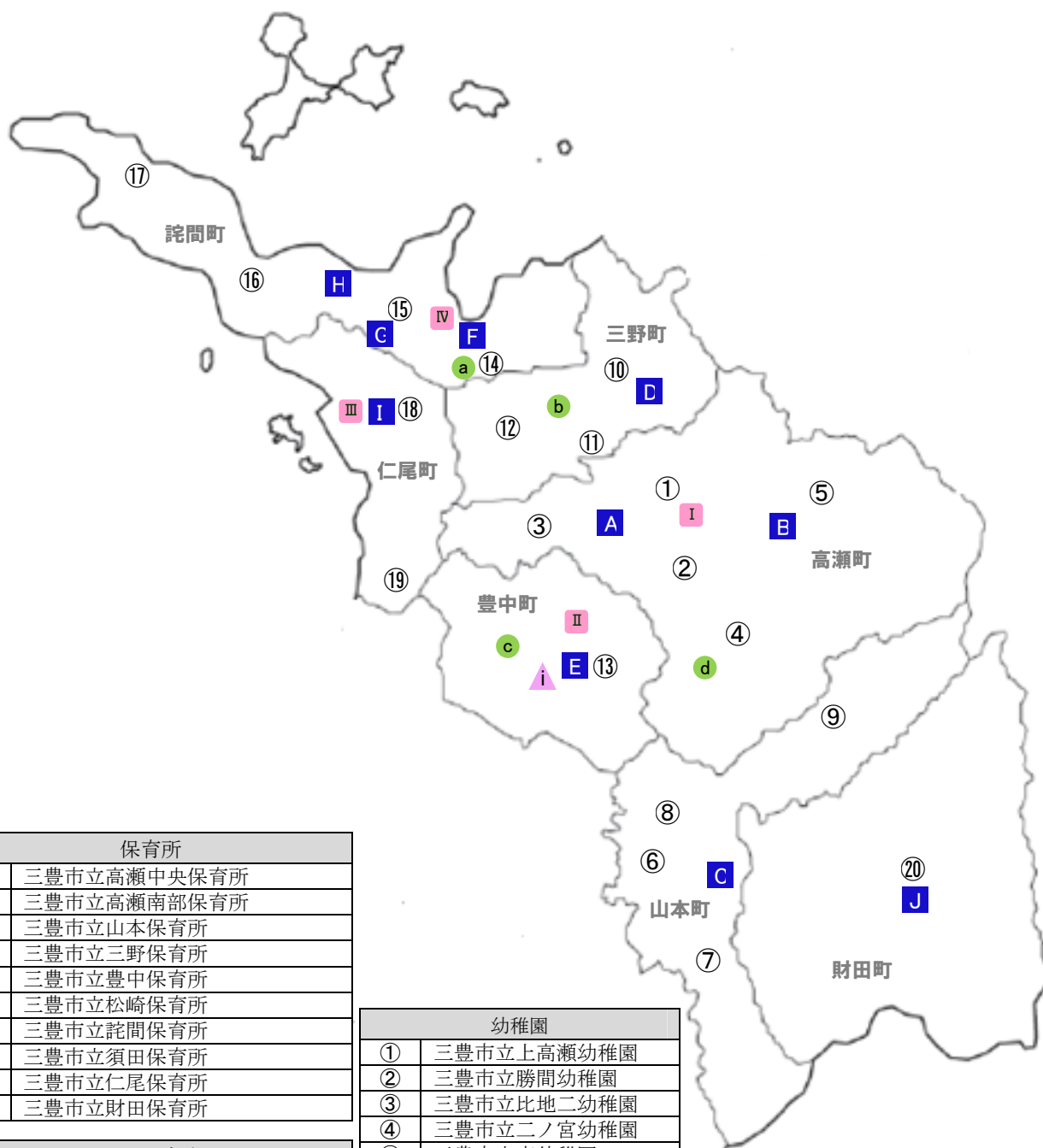
（第 3 条 条文）児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

（注）幼保一体化と幼保一元化の違い

一般的な使われ方としては幼保一体化と幼保一元化を明確に区別していない場合も多いが、区別する場合、幼保一体化は現行の法制度（根拠法、所管、基準が幼稚園と保育所で異なる）の下で職員の交流や幼児の交流、施設の相互活用などを進めていくことを指し、幼保一元化は幼稚園・保育所の根拠法、設置運営基準、教育・保育の内容基準などが一元化された新たな制度の下で就学前児童の教育・保育を進めていくことを指す。

本計画では、現行制度を前提としていることから「幼保一体化」で統一する。

(参考) 子育て支援の施設、幼稚園の配置図



保育所	
A	三豊市立高瀬中央保育所
B	三豊市立高瀬南部保育所
C	三豊市立山本保育所
D	三豊市立三野保育所
E	三豊市立豊中保育所
F	三豊市立松崎保育所
G	三豊市立詫間保育所
H	三豊市立須田保育所
I	三豊市立仁尾保育所
J	三豊市立財田保育所

認可外保育施設	
a	チャイルドハウス元気っ子
b	チャイルドハウス田井
c	おかもと保育園
d	リトルラビット

地域子育て支援拠点	
I	高瀬地域子育て支援センター
II	豊中地域子育て支援センター
III	仁尾地域子育て支援センター
IV	つどいの広場 (すくすくランド)

ファミリー・サポート・センター	
i	みとよファミリー・サポート・センター

病後児保育施設	
三豊総合病院 (所在地: 観音寺市)	

幼稚園	
①	三豊市立上高瀬幼稚園
②	三豊市立勝間幼稚園
③	三豊市立比地二幼稚園
④	三豊市立二ノ宮幼稚園
⑤	三豊市立麻幼稚園
⑥	三豊市立辻幼稚園
⑦	三豊市立河内幼稚園
⑧	三豊市立大野幼稚園
⑨	三豊市立神田幼稚園
⑩	三豊市立大見幼稚園
⑪	三豊市立下高瀬幼稚園
⑫	三豊市立吉津幼稚園
⑬	三豊市立豊中幼稚園
⑭	三豊市立松崎幼稚園
⑮	三豊市立詫間幼稚園
⑯	三豊市立大浜幼稚園
⑰	三豊市立箱浦幼稚園
⑱	三豊市立平石幼稚園
⑳	三豊市立財田幼稚園

# 第1章 保育所の入所児童数の見通し

## 1 総人口と就学前児童数の見通し

香川県内の他の自治体と同様、本市においても女性の未婚化・晩婚化が進み、合計特殊出生率（1.46）は人口維持の目安（2.08）を大きく下回っています。このため、出生数が死亡数を下回る「自然減」の状況が続いており、さらに転入者数が転出者数を下回る「社会減」も加わり、市全体の人口が減少しています。

今後も状況が大きく変わることは考えにくいことから、三豊市新総合計画（平成20年12月策定）では、平成30年の総人口は約62,000人、年少人口（14歳以下）は7,000人を下回ると推計しています。そのため、年少人口に含まれる就学前児童数も減少していくと想定されます。

■人口の将来推計（三豊市新総合計画より）■

区分	年	平成17年	平成25年	平成30年
総人口		71,180	66,110	62,241
年少人口 (14歳以下)		8,920 (12.5)	7,779 (11.8)	6,868 (11.0)
生産年齢人口 (15~64歳)		42,254 (59.4)	36,809 (55.7)	33,156 (53.3)
老年人口 (65歳以上)		20,006 (28.1)	21,522 (32.6)	22,217 (35.7)

注: 平成17年国勢調査

■児童数の将来推計（人）（住民基本台帳に基づく推計）■

実績	H18	H19	H20	H21	H22					
0歳	503	494	476	448	473					
1歳	487	560	509	480	477					
2歳	569	512	529	510	481					
3歳	517	571	529	543	527					
4歳	605	538	581	539	556					
5歳	606	589	540	586	540					
合計	3,287	3,264	3,164	3,106	3,054					
見込み	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
0歳	466	459	452	445	438	431	425	419	412	406
1歳	470	462	455	448	442	435	428	422	416	409
2歳	474	467	460	453	446	440	433	427	421	414
3歳	519	511	503	495	488	480	473	466	459	452
4歳	547	539	530	522	514	506	498	491	483	476
5歳	531	523	515	506	499	491	483	476	468	461
合計	3,007	2,961	2,915	2,869	2,827	2,783	2,740	2,701	2,659	2,618

## 2 過去5年間の入所児童数の推移

就学前児童数が毎年減少する一方、保育所入所児童数は0～3歳児を中心に増加しており、全体入所率も26.9%（H18）から30.7%（H22見込み）に上昇しています。

■0～5歳人口、保育所入所児童数、入所率（人、%）■

区分	H18	H19	H20	H21	H22	備考
0～5歳人口	3,287	3,215	3,143	3,109	3,005	各年10月1日
保育所入所児童数	885	888	896	920	923	各年度末（H22は見込み）
全体入所率	26.9	27.6	28.5	29.6	30.7	

■過去5年間の入所率の傾向■

0歳	従来は21～22%、平成21年度から25%を超えた。全体的に緩やかな右肩上がり。
1歳	従来は37%台、平成20年度から40%を超え、平成22年度は約46%。全体的に右肩上がり。
2歳	従来は40%台後半、平成21年度から53%台に上がった。全体的に右肩上がり。
3歳	従来は30%前後、平成22年度は36%に急増。全体的に緩やかな右肩上がり。
4歳	年度によって増減があるものの、15%前後で安定。
5歳	年度によって増減があるものの、12～13%前後で安定。

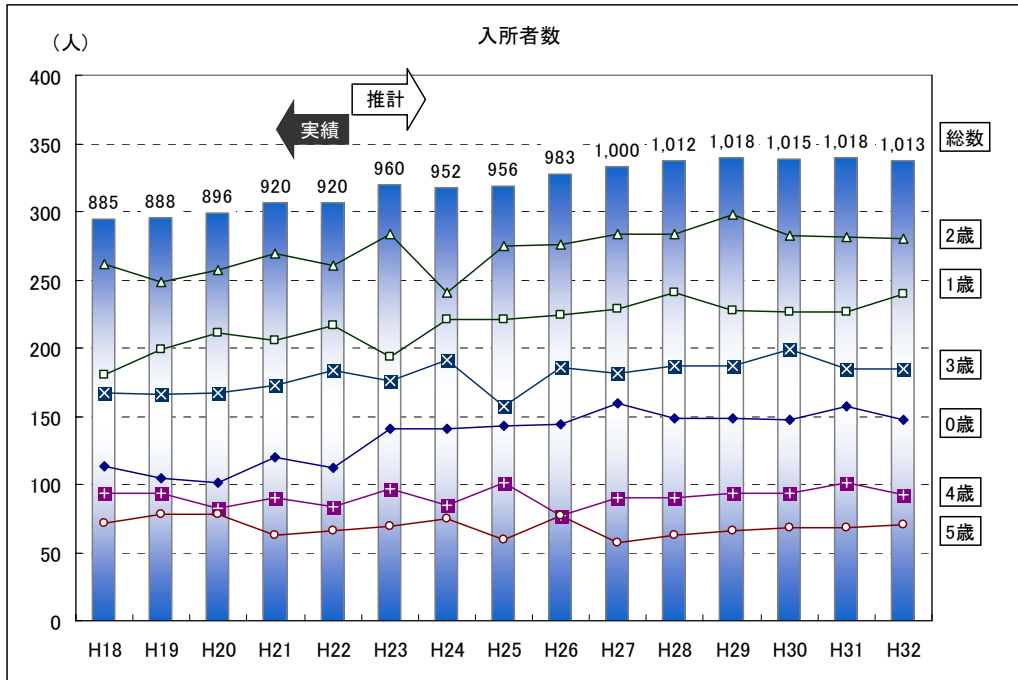
## 3 今後10年間の保育所入所児童数の見通し

近年の入所児童数の推移、地域ごとの入所傾向、保育ニーズの高まりなどを考慮し、今後10年間の入所児童数の見通しを次のように想定します。

0～3歳児は出生数の減少によって人口は減少するものの、保育所への入所希望がこれまで以上に高まると想定し、入所児童数は現状人数から増加すると見込みます。中でも0～1歳児の入所児童数が増えると考えられ、2～3歳児の入所児童数もそれに伴い増加すると見込みます。

一方、4～5歳児では幼稚園の預かり保育も利用できるため、幼稚園の預かり保育が現行のまま実施されるという前提に立つと、入所児童数はほぼ現状程度で推移するものと見込みます。

■入所者数（人）■



■年齢別入所者数（人）■

実績	H18	H19	H20	H21	H22					
0歳	113	104	101	120	112					
1歳	180	199	211	205	216					
2歳	261	248	257	269	260					
3歳	167	166	167	173	183					
4歳	93	93	82	90	83					
5歳	71	78	78	63	66					
合計	885	888	896	920	920					
見込み	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
0歳	141	140	142	144	156	148	150	152	164	156
1歳	193	221	221	224	227	243	232	235	238	254
2歳	284	241	275	276	279	282	300	289	292	296
3歳	176	191	157	186	181	183	185	201	190	192
4歳	97	84	101	77	90	90	91	92	102	95
5歳	69	75	59	77	57	63	66	67	68	71
合計	960	952	956	983	991	1,009	1,025	1,037	1,054	1,064



現行の公立保育所 10 か所を前提に各地区の児童数の推移と入所傾向を考慮し、また、保護者が希望する保育所に入所できるとした場合、保育所ごとの入所児童数を次のように想定します。

保育所によって増減しますが、現在も入所希望の多い高瀬中央保育所や三野保育所は特に増加する見込みです。

■保育所別入所児童数の見通し（人）■

保育所名	実績		見込み	
	平成 22 年	平成 23 年	平成 27 年	平成 32 年
高瀬中央保育所	151	161	195	258
高瀬南部保育所	63	77	70	70
山本保育所	110	114	105	102
三野保育所	108	117	156	163
豊中保育所	111	101	103	103
松崎保育所	79	82	78	75
詫間保育所	116	124	111	116
須田保育所	58	47	42	48
仁尾保育所	73	75	63	61
財田保育所	51	62	68	68
合計	920	960	991	1,064



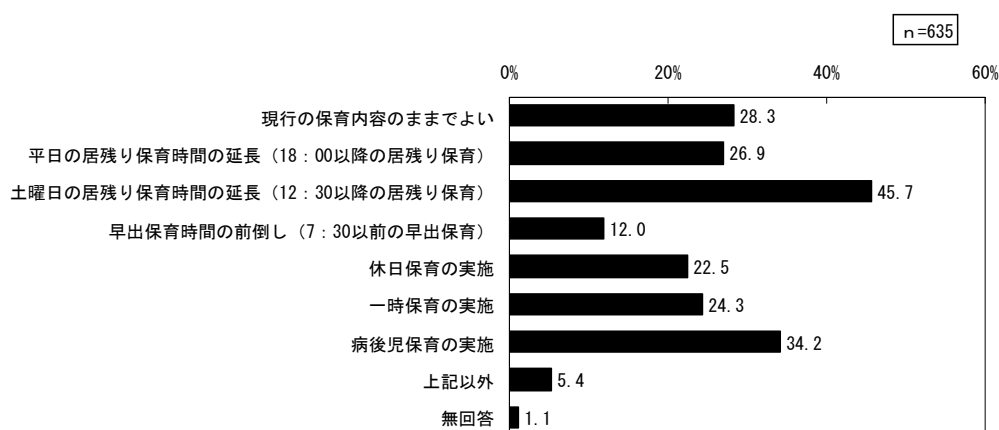
## 第2章 三豊市の保育所の果たす役割

### 1 保育サービスの評価

入所児童の保護者アンケート（注<sup>1</sup>）では、保育所の現行サービス全15項目のうち、「保育所の施設（建物、園庭、駐車場）」を除く14項目の満足度（満足+まあまあ満足の合計）が73.1~95.4%と、概ね及第点を付けています。

その一方で、可能であれば「土曜日の居残り保育時間の延長」をはじめとするサービスの拡充を望んでいます。（下図）なお、これまで開催された保護者と市長・教育長対話集会、あるいは各保育所の保護者会でも同様の要望がありました。

Q：もし可能であれば、どのような保育を希望しますか。（複数回答）



### 2 子どもの視点で考える保育のあり方

このように保育時間延長への強い要望や「5歳くらいになれば自分の状況を理解して、親がいなくても我慢できるようになる」という意見がある一方で、“今以上に長時間預けられる子どもは本当に幸せか”という視点も必要です。

0歳児から長時間保育を利用することになる保護者には、特に保育所の役割と保護者の役割を明確に示していくことも子育て支援の重要な項目のひとつです。

子どもの成長・発達にとって保護者と話したり、ともに過ごす時間がいかに重要であるか、あるいは、子育ての経験が保護者自身の人間的な成熟にとって大切であるといった視点も踏まえて、保育所の役割を検討しなければなりません。

注<sup>1</sup> 平成22年11月に、保育所利用中の保護者全員（759人）を対象に実施したアンケート調査。回答数635票（回答率83.7%）。グラフの「n」は各設問の回答者総数を表す。

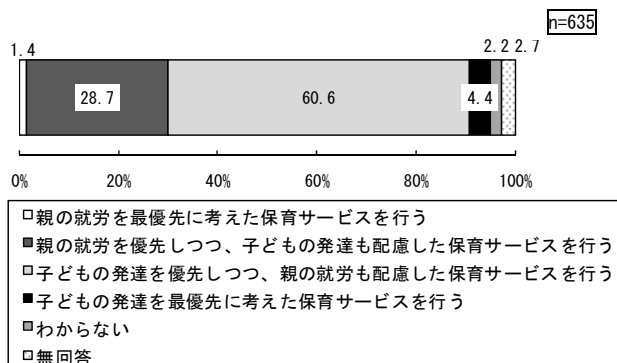
### 3 保育に対する保護者意識

委員会では、子どもの成長において長時間保育の影響や親子で過ごす時間の少なさを懸念する意見がありました。保護者アンケートでも保育所運営の基本は「子どもの発達を最優先にする」という回答が65.0%を占めます（下図上段）。

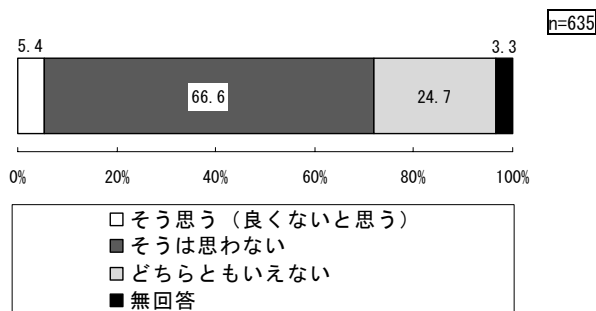
しかし、その一方で「長時間保育が子どもの発達にとって良くないとは思わない」との回答が66.6%を占めており（下図下段）、委員会でも「親が働かなくては、十分な子育てができないのも事実」という意見もありました。

こうした意見や結果からは、保護者にとっては現行の保育時間や預かり保育時間の延長も“子どもを最優先にしつつ、保護者の就労も配慮した保育サービスに含まれると捉えているといえます。

Q：三豊市の保育所はどのような考え方を基本に運営すべきだと思いますか。



Q：「保育所に長い時間預けることは子どもの心の発達にとって良くない」という考えをどう思いますか。



### 4 保育所の現状に対する意見

委員会からは「保護者の心のケアや子育ての楽しさを伝えるしくみ」「祖父母の送迎時の事故が心配」「発達に課題があると思われる子どもの増加」「ファミリーサポートセンターの普及啓発」といった指摘がありました。こうした課題への対応についても保育所の役割の中で十分に検討する必要があります。

## 5 保育所運営の原則

公立・私立を問わず、全国の保育所運営の規範として「保育所保育指針」（厚生労働大臣告示）が定められています。平成 21 年度から適用されている現行の指針の中で、保育所の主な役割は以下のように示されています（抜粋）。

- 保育に欠ける子どもの健全な心身の発達を図ること。
- 子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であること。
- 子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うこと。
- 子どもの保護者に対する支援、地域の子育て家庭に対する支援を行うこと。

## 6 三豊市の保育所の果たす役割に関する方針

本市の現状、保護者の意向、委員会での協議を踏まえ、次の方針を定めます。

### 【子どもの視点で考える三豊市の保育所の役割】

本市では、就学前が“人間形成の基礎を培う極めて重要な時期”である点を重視し、それぞれの家庭との連携の下、子どもが健やかに成長する保育を提供することを本市の保育所運営の方針とします。

この方針に基づき、本市の保育所の果たす役割を以下のように定めます。この方針及び役割は、公立・私立を問わず、市内に設置するすべての保育所に共通します。

- 1 保育所は、保護者や地域住民の協力を得ながら、子どもにとって最もふさわしい生活の場とする。
- 2 保育所は、保育時間や保育サービスの実施・検討にあたり、子どもの最善の利益を重視し、家庭や地域との連携の中で、最もふさわしい保育環境の構築を目指す。
- 3 保育所は、子どもが主体的に環境に関わる中で豊かな体験が積み重ねられるよう、一人ひとりの状況や発達の見通しを持って、養護と教育が一体化した連続性のある保育を提供する。

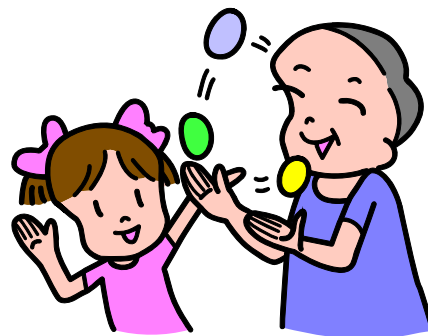
- 4 保育所は、家庭での子育て支援、保護者に対する支援に積極的に取り組む。
- 5 保育所は、入所児童に限らず、地域全体の子育て環境の向上を目指し、保護者・地域住民・関係機関との協力・連携（新しい公共づくり）を先導する。
- 6 保育所は、子どもや保護者との関係を深め、子育て文化伝承の場として、地域の人々にとって憩いの場、元気の出る場、楽しい場となるよう努める。
- 7 保育所は、子どもの健やかな成長のために、心身の健康への支援や通所時の安全確保に取り組む。

（参考）「6 子育て文化伝承の場」の実施事例

憩いの場：お茶会など。

元気の出る場：和風作り、水鉄砲や竹馬作り、お手玉作りなど。

楽しい場：運動会や他の行事への参加など。



### 第3章 保育所の運営形態に関する方針

#### 1 保育所運営に対する保護者の要望

保護者アンケートでは、保育所運営で重視すべき点として「要望への対応・対処の迅速化・柔軟性」「保育士の能力向上」「保育所同士や幼稚園、小学校、保健所、児童相談所などとの連携の円滑化」を上位（「重視+まあまあ重視」の割合が高い）に挙げています。（下図上段）

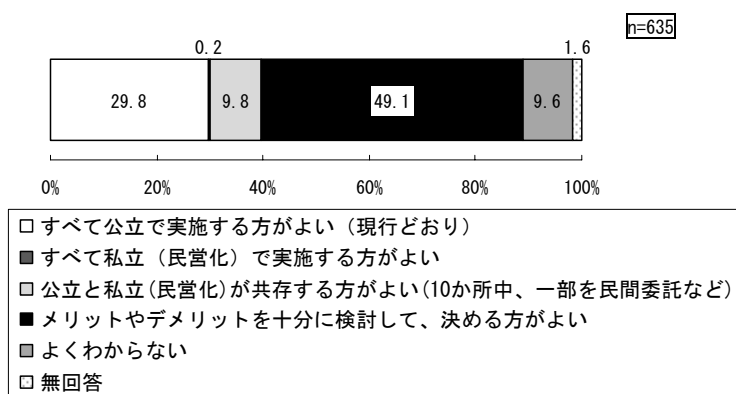
また、保育所運営の民営化については「メリットやデメリットを十分に検討して、決める方がよい」という回答が49.1%と最も高くなっています。（下図下段）

Q：三豊市の保育所運営では何を重視しますか。

n = 635	重視する	重視する まあまあ	いえない どちらとも	あまり重視 しない	重視しない	無回答
ア 市内の保育所で保育内容や職員のレベルが統一される	26.0	46.9	18.1	6.5	0.9	1.6
イ 保育所同士や幼稚園、小学校、保健所、児童相談所などとの連携が円滑になる	34.3	45.7	15.3	2.7	0.5	1.6
ウ 地域の子育て支援の拠点機能となる	27.9	43.3	22.4	3.9	0.8	1.7
エ それぞれの保育所で要望などへの対応・対処が迅速・柔軟になる	41.1	43.6	12.9	0.6	0.3	1.4
オ それぞれの保育所で独自の保育内容を実施する (例 延長保育、休日保育、独自行事、英会話)	37.2	33.2	22.4	3.8	2.0	1.4
カ 保育士の能力を向上する	39.5	42.7	14.8	1.3	0.3	1.4

※白抜き数値は項目中第1位

Q：これからの三豊市の保育所についてあなたの考えに最も近いもの。



## 2 現行の公立体制の課題

保護者意見に加え、委員会でも保育サービスの拡充と公立体制の維持を求める意見がありました。

しかし、現行の公立体制を維持しても、「ベテラン職員の定年退職や新規職員の確保が難しく、十分な保育体制の維持や市民ニーズに応じた保育サービス（特別保育）の拡充ができない」「市の財政状況から必要な施設・設備の改築・修繕ができない」といった点から保育の充実につながらず、保護者や家庭保育に対する十分な支援ができない恐れが想定されます。

## 3 保育所施設の現状

公立保育所 10 か所のうち、旧耐震基準（昭和 56 年以前）の施設が 5 か所あり、耐震診断の結果、最も古い高瀬南部保育所と三野保育所の中棟が『倒壊、または崩壊する危険性が高い』と診断されました。この結果を受けて、三野保育所及び高瀬南部保育所の全面改築を計画しています。

今後は施設の耐震化・老朽化に伴う大規模改修（建て替え、新設）に加えて、適切な保育を行うための施設・設備の改築・改修が各保育所で必要になります。

## 4 市の財政運営、保育所運営費用の現状と試算

平成 21 年度の市の財政状況は、歳出に占める義務的経費の割合（85.1%。経常収支比率）が高く、財政的に余裕のない状況です。今後も引き続き、市税の収入確保、歳出全般にわたる削減、定員管理・給与の適正化といった財政基盤を強化する取り組みが強く求められています。

こうした中、保育所運営費（平成 21 年度実績）は、10 か所合計で年間約 11 億 1,000 万円、児童 1 人当たり約 127 万円となっています。（下図）

仮に 80 人規模の保育所 1 か所を民営化した場合の試算では、保育所運営にかかる市の支出（年間）は公立保育所の約 1 億 400 万円に対し、私立保育所は約 5,900 万円となり、約 4,500 万円の削減が図れます。（次頁）

■三豊市全体の保育所運営費（平成 21 年度実績）（人、円、％）■

	管理運営事業	給食事業	施設管理事業	合計	割合	平均入所児童数 876	1人当たり費用
人件費	958,448,569			958,448,569	85.9		1,094,119
その他	14,682,774	94,395,802	48,580,399	157,658,975	14.1		179,976
合計	1,067,527,145		48,580,399	1,116,107,544			1,274,095

※人件費は、給料、各種手当、負担金、賃金の合計

## ■ 保育所運営費の試算 ■

《公立保育所の運営経費の試算》

(単位：円)

① 総支出額	129,915,000	
② 国基準運営費	93,507,400	③ 超過負担額 36,407,600

④ 国庫負担額 $②-⑦ \times 1/2$ 30,328,330	⑤ 県費負担額 $②-⑦ \times 1/4$ 15,164,165	⑥ 市負担額 $②-⑦ \times 1/4$ 15,164,165	⑦ 国基準保育料 徴収金 32,850,740	⑧市の保育料 (保護者負担) 25,071,680	⑨市負担 $⑦-⑧$ 7,779,060	一般財源
						A 市の支出 104,843,320

一般財源化（所得譲与税＋地方交付税）

H16年度から、公立保育所の国庫負担金、県費負担金が撤廃されている。  
公立保育所の老朽化した園舎の建替えに対する国庫補助金も廃止されている。

《私立保育所の運営経費の試算》

(単位：円)

① 総支出額	129,915,000	
② 国基準運営費	93,507,400	③ 超過負担額 36,407,600

④ 国庫負担額 $②-⑦ \times 1/2$ 30,328,330	⑤ 県費負担額 $②-⑦ \times 1/4$ 15,164,165	⑥ 市負担額 $②-⑦ \times 1/4$ 15,164,165	⑦ 国基準保育料 徴収金 32,850,740	⑧市の保育料 (保護者負担) 25,071,680	⑨市負担 $⑦-⑧$ 7,779,060	一般財源
						B 市の支出 59,350,825

A-B = 45,492,495

## 5 保育所の運営、民営化に関する議論

本市の財政状況、保育所の施設・運営の状況、保護者の意向を踏まえ、委員会でも保育所運営のあるべき姿や民営化にかかる諸課題が議論されました。

### ① 保護者の意見反映について

現在、公立保育所では保護者からの意見を取り入れる場（苦情解決窓口、苦情解決委員など）を設けていますが、それでもなお、保育所運営に保護者の意見がストレートに伝わることを望み、この点が改善されれば、公立でも私立でも特段の不满はないという意見がありました。

また、民間保育所の一部に見られるような保護者に迎合したり、保育よりも経営が重視されたりする取り組みへの不安であったり、利益追求を目的にしないように注意することも必要という意見もありました。



## ② 保育サービスの拡充について

保護者アンケートでは、前述のとおり、現行以上のサービス（居残り保育時間の一層の延長、病後児保育の拡充など）を望んでいますが、延長保育や土曜保育のサービスと保育の質は別の問題であるという意見もありました。さらに、大人の全面的な援助を必要とする0歳児から、探索活動が活発になる2歳児頃までは、人間形成の基礎を培う大切な時期である低年齢児保育の重要性が指摘されました。

また、本市の規模や耐震の問題（施設の耐震化）を踏まえ、全保育所で同じように特別保育を実施するのではなく、保育所によって機能や役割を分担すべきという意見もだされています。

## ③ 保育所の民営化について

民間保育所を評価する点として、公立に比べて保育所独自のより柔軟できめ細かい取り組みが実施できること、民間と公立の競争意識によって市全体の保育サービスの質が高まることが挙げられました。そうなれば、子どもへの影響も小さく、民営化による削減費用を保育の質の向上に活用できる点もメリット（長所）と捉えることができます。

しかしながら、「民営化の問題はデメリットである」という意見に代表されるように、保護者は民営化のデメリット（短所）を非常に心配しています。

こうした懸念に対して、公立での運営を継続することが子どもにとって必ずしも最善とは言い切れず、デメリット（短所）をリスク（障壁）と認識した上で、リスクを軽減するために市民の目で質の管理をしっかりとっていくこと、具体的には委託先（民間）を選ぶしくみをつくることの重要性が提案されました。その例として、保護者・市民・専門家などを含めた「委託検討委員会」の設置が挙げられました。

## ④ 保育の質を維持・向上するしくみについて

「一般的に、公立保育所は臨時を含めて保育士の経験年数にばらつきがある。民間保育所は早期退職が多く、経験年数が少ない保育士が多い。いずれにおいても研修による保育士の質の向上が重要」という指摘がありました。

保育の質の維持・向上が重要であるという認識は委員全員が共有しており、人材の育成方針に基づく将来を見据えた中・長期的な研修体系の必要性が提案さ

れました。

一方、福祉サービス第三者評価の受審に関しては、「正規保育士に余裕のない現状では、受審にかかる膨大な書類仕事への対応で本当に行って欲しいサービスが低下する恐れがある。様々な規定により制約のある児童福祉施設での必要性も低く、第三者評価の受審には反対」という意見、「客観的な評価があれば、保護者は民営化に対してある程度の安心感を得られる」という意見に分かれ、その是非に多くの議論がなされました。

(参考) 福祉サービス第三者評価

事業者の提供する福祉サービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価するもの。全国の都道府県で導入が進み、香川県では平成 19 年度から福祉サービスの第三者評価を本格的に実施している。

## ⑤ 子育て支援、地域連携について

「三豊市の保育所・幼稚園は地域とのつながりが深く、民間保育所で続けられるのか」といった、保護者に対する支援や地域連携の実現性を危惧する意見がありました。

これに対し、近隣自治体で民間保育所に子育て支援センターを設置している事例もあること、保護者に対する支援体制をよく見極めて委託先を選ぶことが重要である、という意見がありました。

## ⑥ 保育料について

「民営化された保育所では保育料がさらに増えるのではないか」という意見がありました。しかし、認可保育所は各自治体の保育所条例施行規則などによって保育料を定めており、保育料は基本的に民営化しても公立保育所と同じです。ただし、特別保育の利用料については別途加算されることがあります。

## 6 保育所の運営形態に関する方針

予想される就学前児童数の減少、保育所施設・設備の老朽化、市の財政事情、公立体制維持の問題点、民営化への懸念など、本市の現状や保護者の意向、委員会の協議を踏まえ、次の方針を定めます。

### 【子どもの健やかな成長を目指す、保育所の運営形態のあり方】

本市では、「子どもが健やかに成長する保育を提供する」という方針と、「保育所は、子どもにとって最もふさわしい生活の場とする」「子どもの最善の利益を重視し、最もふさわしい養育環境の構築を目指す」という保育所の役割を果たすために、将来的な保育所の運営形態に関する方針を以下のように定めます。

#### <保育所体制の構築>

- 1 多様な保育サービスを要望する保護者の選択の幅を広げ、本市全体で子どもが健やかに成長する保育を提供するため、公立保育所に加えて、民間（法人等）が運営する保育所の市内設置を推進する。
- 2 公立保育所は地区（旧町単位）ごとに1か所を基本とし、まずは複数ある地区では民営化を推進する。
- 3 本市全体の保育の充実につながるよう、市が適切な指導とともに、公立・私立保育所がお互いに切磋琢磨する環境づくりを行う。
- 4 市は、三豊市の就学前教育・保育に関する報告書で示された適正規模を大幅に超えるケースの場合、他園の受け入れ体制の強化などにより、できる限り早期に適正規模を実現するよう努める。

#### <保護者意向の反映>

- 5 公立・私立保育所は、様々な機会を利用して保護者との意見交換を行い、できる限り早く、日々の保育を改善・向上するしくみを構築し、実践する。

#### <保育内容の向上>

- 6 公立・私立保育所は、職員自身の能力向上への意欲を支えるため、将来を見据えた中・長期的な研修制度を体系化し、就労上の配慮に努める。
- 7 公立・私立保育所における香川県福祉サービス第三者評価の受審とそのため負担軽減策を検討する。

<独自性、地域連携>

- 8 公立・私立保育所は、それぞれの地域において、子どもの健やかな成長を促す独自の取り組み、家庭・地域・関係機関との連携に努める。

<民営化に伴うリスク管理のしくみ>

- 9 民間（法人等）の選定にあたっては、保護者、地域住民の代表（市民）、有識者などで構成する選定委員会（仮称）を組織し、選定委員会（仮称）において本市の方針に合致する民間（法人等）を選定する。
- 10 民営化（法人等）の選定にあたっては、選定委員会（仮称）において選定方針（項目・基準・内容など）を予め検討し、市民に公表した上で定める。

**【子育て支援、地域協働の一層の推進】**

本市では、「子どもが健やかに成長する保育を提供する」という方針と、「家庭での子育て支援、保護者に対する支援に積極的に取り組む」「保護者・地域住民・関係機関との協力・連携（新しい公共づくり）を先導する」という保育所の役割を実現するために、以下に取り組めます。

- 1 地域子育て支援センターを現行3か所から増やしていくとともに、センターの運営に地域住民・子育てサークル・民生委員児童委員・主任児童委員・保健師などとの連携を強めていく。
- 2 保育所（公立・私立）は、保育所を利用する保護者や家庭で子育てする保護者に対して家庭での子育て支援や保護者に対する支援を行う担当部署（アドバイザー、カウンセラーなど）を設置していく。（常時配置が困難な場合は、定期的実施するような形態も可。）
- 3 「家にこもっているお母さん」の子育てを支えるため、新しい形の支援策を保育所が中心となって地域・子育てサークル・民生委員児童委員・主任児童委員・保健師などと連携して研究・実践していく。

## 第4章 公立保育所の保育士体制及び配置に関する方針

### 1 保育士の現状

増加する入所児童を受け入れるために必要な保育士の確保と市全体の職員定数の削減を両立させるため、ここ数年は正規保育士の採用を控え、代わりに臨時保育士を多く採用してきました。さらに、保育補助（障害児に対応する加配職員）や短時間・非常勤の職員も増加しています。

その結果、この5年間で保育所の総職員数は約2割増えて220人となり、そのうち、臨時保育士が保育士全体の半数以上を占めるようになりました。

なお、保育所で働く職員のうち、障害児の加配職員や調理員などを除き、保育に携わる主な職員は正規職員、臨時職員ともに保育士の資格を有しています。

■保育士数（人、％）（子育て支援センターを除く）■

区分	H18	H19	H20	H21	H22
正規保育士	96	91	84	80	80
臨時保育士	74	84	87	95	105
合計	170	175	171	175	185
臨時保育士の占める割合	43.5	48.0	50.9	54.3	56.8

（上記以外の保育にかかる職員数。調理員等を除く）

保育補助（加配職員）	7	5	6	10	13
短時間・非常勤	7	10	19	21	22

### 2 臨時保育士の業務

本市の保育士のうち、保育士免許と幼稚園教諭免許の両方を持っている保育士が正規保育士も臨時保育士も、ともに約8割にのぼり、知識や能力においては正規保育士と臨時保育士に特段の差はないと考えられます。

このため、正規保育士と同様、臨時保育士にもクラス担任を任せています。

### 3 保育士への評価

保護者アンケートでは「子どもに対する保育士の接し方」や「保護者に対する保育士の接し方」について概ね満足しており、現行の職員に特段の不满は見られません。また、正規職員と臨時職員の対応にそれほど違いを感じていません。(下図)

しかし、委員会では「保護者が正規保育士・臨時保育士の違いを感じていないのは臨時保育士の努力に負うところも大きく、臨時保育士が多いことに問題がないということではない」という指摘もありました。また、保育士の人数については、子どもに対する支援を最優先にした配置や正規保育士の増加を望む意見も保護者と保育現場の双方から意見がだされています。

■正規職員と臨時職員では、職員の対応に違いを感じますか。(それぞれ1つに○) ■

n = 635	正規職員も 臨時職員も できている と思う	正規職員が できている と思う	臨時職員が できている と思う	人によって 違うので、 一概に言え ない	わから ない	無回 答
ア 子どもの気持ちを理解している	43.3	5.2	0.5	39.5	9.8	1.7
イ 子どもと遊んだり、話し相手になったりする	57.2	2.8	0.5	28.5	9.6	1.4
ウ 知識が豊富で、指導方法が上手である	33.5	12.1	0.2	38.9	13.9	1.4
エ 幅広い知識や経験を持っている	32.8	11.0	0.3	38.4	15.9	1.6
オ 保護者と適切にコミュニケーションがとれる	41.7	10.1	0.9	36.5	9.0	1.7

※白抜き数値は項目中第1位

### 4 保育士の確保

本市では、正規保育士の約半数が今後10年間で定年退職を迎えることから、平成22年度から正規保育士の採用を開始したところです。

一方、例年、臨時保育士への応募が少なく、保育士数の確保に大変苦慮してきました。臨時保育士の労働条件の問題も指摘されていますが、市の臨時職員全員の条件を見直すことになるため、早急な改善は難しい状況です。

国の幼稚園設置基準により、学級数の3分の2以上を正規教諭とする幼稚園とは異なり、保育所では正規保育士：臨時保育士の構成比に特段の取り決めはありません。しかし、市の長期的な財政運営を考えると、正規保育士を採用し続けることは困難なことから、保育サービスと保育士数のバランスのとり方が運営上の大きな課題です。

## 5 公立保育所の保育士体制及び配置に関する方針

臨時保育士の増加、臨時保育士の業務負担、保護者の保育士に対する評価、困難を伴う保育士の確保など、本市の現状や保護者の意向、委員会の協議を踏まえ、次の方針を定めます。

### 【公立保育所の保育士体制及び配置の方針】

本市では、「子どもが健やかに成長する保育を提供する」という方針と、「保育所は、子どもにとって最もふさわしい生活の場とする」「家庭での子育て支援、保護者に対する支援に積極的に取り組む」「心身の健康への支援や通所時の安全確保に取り組む」という保育所の役割を実現するために、公立保育所の保育士体制・配置の方針を以下のように定めます。

#### <正規保育士の確保>

- 1 公立保育所では、就学前教育・保育を担う幼保に差のないよう、保育士のうち正規保育士の割合を幼稚園と同じ3分の2以上を目指す。ただし、正規保育士の割合が半数を下回る現状を考慮し、当面、できる限り早い段階で2分の1以上（50%以上）の配置を目標とする。

#### <臨時保育士への配慮>

- 2 公立保育所では、正規保育士・臨時保育士の職務分担のあり方を検討し、臨時保育士の労働環境の向上に取り組む。その際、それぞれの職務内容及び職務遂行に必要な時間などについて、十分に配慮する。

#### <専門性向上への支援>

- 3 経験の浅い保育士が、多様な経験を積み、専門性を向上させることができるよう、研修制度を体系化する。また、研修の受講や自己研鑽が可能となるよう、職員の適正配置と就労上の配慮に取り組む。

#### <人材の活用>

- 4 保育士の有する豊富な経験・能力を市全体の保育の充実に活かすため、保育所や地域子育て支援センターの活動に退職した保育士が従事できるよう、“(仮称)三豊市保育スーパーバイザー(指導員)”制度の創設に取り組む。

#### <保育士の確保>

- 5 公立保育所の運営に必要な保育士数を確保するために、市(県)内外から公募する。その際、関係部局と連携して、希望者が応募しやすくなる支援策を検討する。

## 6 公立保育所の保育士配置計画

<必要な保育士数（配置数）>

保育士数（配置数）は、入所児童の年齢と人数によって基準が国で定められています。今後想定される入所児童数に対応するために、現行の10保育所（認可保育所）で実際の保育に携わる必要最低限の保育士数（配置数。正規保育士、臨時保育士を問わない）は次のとおりです。

■入所児童数に必要な保育士数（人）■

保育所名	平成 27 年		平成 32 年	
	入所児童数見込	必要な保育士数	入所児童数見込	必要な保育士数
高瀬中央保育所	195	35	258	44
高瀬南部保育所	70	14	70	14
山本保育所	105	19	102	19
三野保育所	156	27	163	27
豊中保育所	103	23	103	23
松崎保育所	78	12	75	12
詫間保育所	111	17	116	17
須田保育所	42	7	48	7
仁尾保育所	63	12	61	12
財田保育所	68	13	68	13
合計	991	170	1,064	188

※上記人数に保育所長及び主任は含まない。

<正規保育士数・臨時保育士数の見通し>

保育所の運営にあたっては、実際の保育に携わる保育士（上記人数）に加えて、保育所を円滑に運営する保育所長及び主任と、退職・休職、勤務ローテーション、有給休暇・産休（産前休暇・産後休暇）・育児休業・介護休業の取得などに対応するための代替の保育士が必要です。これらを考慮した保育所運営に必要な正規保育士数・臨時保育士数の見通しは次のとおりです。

■正規保育士・臨時保育士の見通し（人、％）（子育て支援センターを除く）■

区分	H22 実績	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
保育士数	201	209	212	215	218	221	223	223	224	229	230
うち、正規保育士数 （保育所長、主任含む）	80	80	84	88	92	96	100	104	108	112	116
うち、臨時保育士数	121	129	128	127	126	125	123	119	116	117	114
正規保育士割合	39.8	38.3	39.6	40.9	42.2	43.4	44.8	46.6	48.2	48.9	50.4



## 第5章 保育所の施設整備に関する方針

### 1 保育所施設の現状

公立保育所 10 か所のうち、旧耐震基準（昭和 56 年以前）の施設が 5 か所あり、耐震診断の結果、最も古い高瀬南部保育所と三野保育所の中棟が『倒壊または崩壊する危険性が高い』と診断されました（下図上段）。

保護者アンケートでも、「保育所の施設（建物、園庭、駐車場）」の満足度（満足＋まあまあ満足の合計）は 58.7%と、全項目の中で最も低い評価です。

■旧耐震基準（昭和 56 年以前）施設の耐震診断結果■

番号	保育所名	構造	建築年	保有面積 (㎡)	診断結果
1	高瀬南部保育所	S	S46	931	地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高い。
2	山本保育所	RC	S54	1,290	地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い。
3	三野保育所	S RC	S46 S52	387.96 301.89	西棟 地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い。 中棟 地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高い。 東棟 地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い。
4	松崎保育所	RC	S55	742	地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い。
5	須田保育所	S	S57	711.12	地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い。

※構造欄の「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造の建物

■（参考）三豊市立保育所の施設概要■

保育所名	所在地	許可設置 年月	建築年	建物面積 (㎡)	階数	構造	定員（人）
高瀬中央保育所	三豊市高瀬町新名797番地1	S41.4.1	平成6年3月	1,634	平屋	木造一部鉄筋コンクリート	120
高瀬南部保育所	三豊市高瀬町下麻653番地2	S46.4.1	昭和46年4月	931	平屋	鉄骨スレート	45
山本保育所	三豊市山本町財田西525番地1	S54.3.31	昭和54年3月	1,290	平屋	鉄筋コンクリート	90
三野保育所	三豊市三野町大見甲3841番地1	S46.4.1	昭和46年4月	690	平屋	鉄骨・鉄筋コンクリート	90
豊中保育所	三豊市豊中町本山甲2256番地1	S49.4.1	平成8年4月	1,518	平屋	鉄骨造	120
松崎保育所	三豊市詫間町松崎2780番地44	S48.5.1	昭和55年3月	742	平屋	鉄筋コンクリート	90
詫間保育所	三豊市詫間町詫間2024番地2	S29.5.10	平成3年3月	924	平屋	鉄筋コンクリート	120
須田保育所	三豊市詫間町詫間5798番地	S29.5.1	昭和57年2月	724	平屋	鉄筋コンクリート	70
仁尾保育所	三豊市仁尾町仁尾丁636番地1	S45.4.1	平成12年1月	1,126	平屋	鉄筋コンクリート	90
財田保育所	三豊市財田町財田上1417番地	S50.4.1	平成10年4月	1,010	平屋	鉄筋コンクリート	45
							880

## 2 保育室の現状に対する意見

各保育所の保育室の現状は下表のとおりです。本市のこうした現状を踏まえ、委員会から施設の新設・改築にあたって次のような意見が提案されました。

- 寝食分離のため、ランチルームや午睡室の確保、3歳未満児に小規模で落ち着いたスペースの確保
- より適切な保育のため、科学的エビデンス（根拠）に基づく保育空間面積の検討
- 保護者支援のため、プライバシー保護のできる相談室の整備、気軽に立ち寄れる場所の常設、保護者間の交流を図るスペース（広い廊下、数脚の椅子等）
- 保育士の研修のため、プライバシー保護のできる研修室の整備（職員室以外）

本市では保育所の改築計画において、可能な範囲で上記意見を採用してまいります。

■現状の保育室の面積と児童数■

保育室	乳児室+ほふく室			保育室+遊戯場		
	乳児室、又はほふく室 (㎡)	0~1歳児 (人)	最低基準面積 (㎡)	保育室、又は遊戯室 (㎡)	2~5歳児 (人)	最低基準面積 (㎡)
高瀬中央保育所	248	45	149	476	92	182
高瀬南部保育所	115	16	53	298	39	77
山本保育所	288	31	102	410	72	143
三野保育所	141	31	102	257	67	133
豊中保育所	236	45	149	268	53	105
松崎保育所	60	11	36	380	61	121
詫間保育所	117	23	76	384	87	172
須田保育所	70	0	0	292	45	89
仁尾保育所	214	17	56	279	49	97
財田保育所	112	14	46	199	27	53

児童数H22.4.1現在

### 3 保育所の施設整備に関する方針

施設の現状、保護者の意向、委員会での協議を踏まえ、次の方針を定めます。

#### 【保育所の施設整備に関する方針】

本市では、「子どもが健やかに成長する保育を提供する」という方針と、「保育所は、子どもにとって最もふさわしい生活の場とする」という保育所の役割を実現するために、保育所の施設整備方針を以下のように定めます。

- 1 保育所の施設整備にあたっては、委員会での協議及び専門家の意見を十分に考慮した上で、保育の充実に資する施設整備及び改築・修繕を進める。
- 2 整備及び改築・修繕にあたっては、財政運営の健全化と過重投資の防止を考慮しつつ、施設の老朽化の状況、安全性、建築年度などを勘案し、年次計画を策定する。

### 4 保育所施設整備計画

上記の施設整備方針に基づき、市の財政状況などを勘案しながら、計画的な施設整備を進めます。

- 早急な対策が必要な三野保育所は、平成 22 年度に新たな建設のための用地取得を完了しました。平成 23 年度には実施計画の策定と建設工事に一部着手し、平成 24 年度に完成する計画です。
- 早急な対策が必要な高瀬南部保育所は、平成 23 年度に用地取得、平成 24 年度に実施計画策定、平成 25 年度に建設する計画です。
- 他の 8 施設については、老朽化の程度や耐用年数、幼保一体化の方向性などを考慮しながら、改築していきます。

## 第6章 保育所から見る幼保一体化への考え方

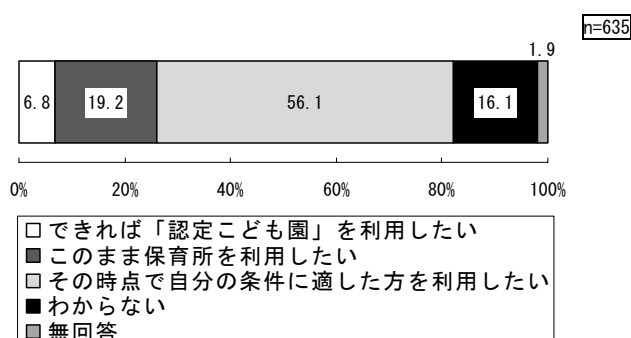
### 1 制度の動向、幼保一体化への関心

国では、こども園（仮称）に関する議論がなされていますが、現時点では、幼保一体化の流れが止まることはないと考えられます。

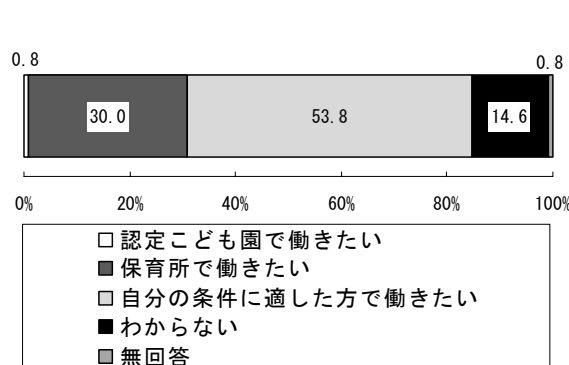
国の資料によると、認定こども園に対する利用者の評価は、保育時間が柔軟に選べることや、就労に関わらず預けられること、教育活動が充実することから、概ね良い評価を受けているようです。

保護者アンケートや保育所職員アンケート（注<sup>2</sup>）からは、認定こども園に関する現実的なイメージを持っていないことがわかります。ただ、市内に認定こども園ができた場合、保護者も保育所職員もそれほど抵抗感はないと考えられます。

Q：（保護者）「認定こども園」ができた場合、あなたは利用したいですか。



Q：（保育所職員）市内に「認定こども園」ができた場合、あなたは働きたいですか。



注<sup>2</sup> 平成22年11月に、保育所に勤務する職員全員（286人）を対象に実施したアンケート調査。回答数247票（回答率86.4%）。

## 2 幼稚園と保育所の所管

幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省の所管になります。本市においても幼稚園を所管する三豊市教育委員会、保育所を所管する健康福祉部に分かれています。そのため、教育委員会と健康福祉部で協議しながら、具体的な議論を深めていかなければなりません。

なお、三豊市教育委員会では、平成 22 年度に学校適正規模・適正配置検討委員会を設置し、幼小中学校の適正配置等について検討しました。

## 3 委員会での議論

保護者や保育所職員の意向、国の動向などを踏まえた上で、保育所や幼稚園のこれまでの取り組みの継続性と、生活と発達の連続性の保障の 2 つの点が、幼保一体化に向けた検討課題として指摘されました。

また、認定こども園の保育料は預かる時間や世帯の収入に応じて決まることや、施設の改築時期との関連で幼保一体化の議論が本格化する見通しが示されました。

こうした議論を経て、現時点での結論としては「将来的には幼保一体化に向かって進んでいくと思うが、今後は保育所だけでなく、幼稚園も交えて検討する必要がある」となりました。

(参考) 認定こども園

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 77 号) で新たに規定された小学校就学前の子どもに対する保育・教育の一体的な提供及び保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設。保護者の就労の有無に関わらず利用できる。都道府県知事が条例に基づき認定する。認定こども園には 4 つの類型がある。

幼保連携型：幼稚園と保育所がそれぞれの認可を得て一体となって運営する。

幼稚園型：幼稚園が保育所機能のこども園の認定を得て保育も行う。

保育所型：保育所が幼稚園機能のこども園の認定を得て教育も行う。

地方裁量型：認可外保育施設がこども園の認定を得て運営する。

#### 4 保育所から見る幼保一体化に関する方針

国の流れが幼保一体化に進んでいること、本市の就学前児童数の減少が予想されること、保護者や保育所職員に「認定こども園」への抵抗感がそれほど見られないことを踏まえ、保育所から見る幼保一体化に関する方針を次のように定めま

##### 【保育所から見る幼保一体化の考え方】

本市では、「子どもが健やかに成長する保育を提供する」という方針と、「保育所は、子どもにとって最もふさわしい生活の場とする」という保育所の役割を果たすために、幼保一体化の方針を以下のように定めます。

- 1 保育所の進むべき方向のひとつとして、幼保一体化を検討する。
- 2 幼保一体化の検討にあたり、保護者、地域住民の代表（市民）、有識者、保育所及び幼稚園関係者などで構成する検討委員会（仮称）を組織する。
- 3 保育所の良さ、幼稚園の良さ、地域との関係などをしっかりと引き継ぎつつ、現場の職員・保護者・地域の声を十分に踏まえ、本市に相応しい幼保一体化のあり方を定める。
- 4 幼保一体化については、利用者の事情によって短時間保育と長時間保育が選択されるにあたり、職員間の適切な連携や円滑な移行が可能となる体制の下、子どもの生活と発達の連続性が十分に考慮され、一人ひとりに相応しい保育が提供されることを保障する。

## 第7章 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては以下の体制を構築し、保護者・市民・関係機関の理解と協力を仰ぎながら市全体が一体となって、子どもの最善の利益を重視し、子どもの成長・発達に最もふさわしい保育の提供に向けて取り組みます。

### ○庁内及び関係機関との連携強化

保育所を所管する健康福祉部と幼稚園を所管する三豊市教育委員会を中心に、行政内の関連部署と緊密に連携し、具体的な議論を深めていきます。

また、国・県をはじめ、庁外の関係機関との積極的な連携を図り、最新の知見を活かしたより良い保育行政に努めます。

### ○より多くの市民の理解と協力

保育所・幼稚園・子育て支援センター・学校をはじめ、家庭・子育てサークル・ボランティア・地域など、すべての人々の協力と連携によって、子どもの健やかな成長にかかる計画の実現に取り組みます。

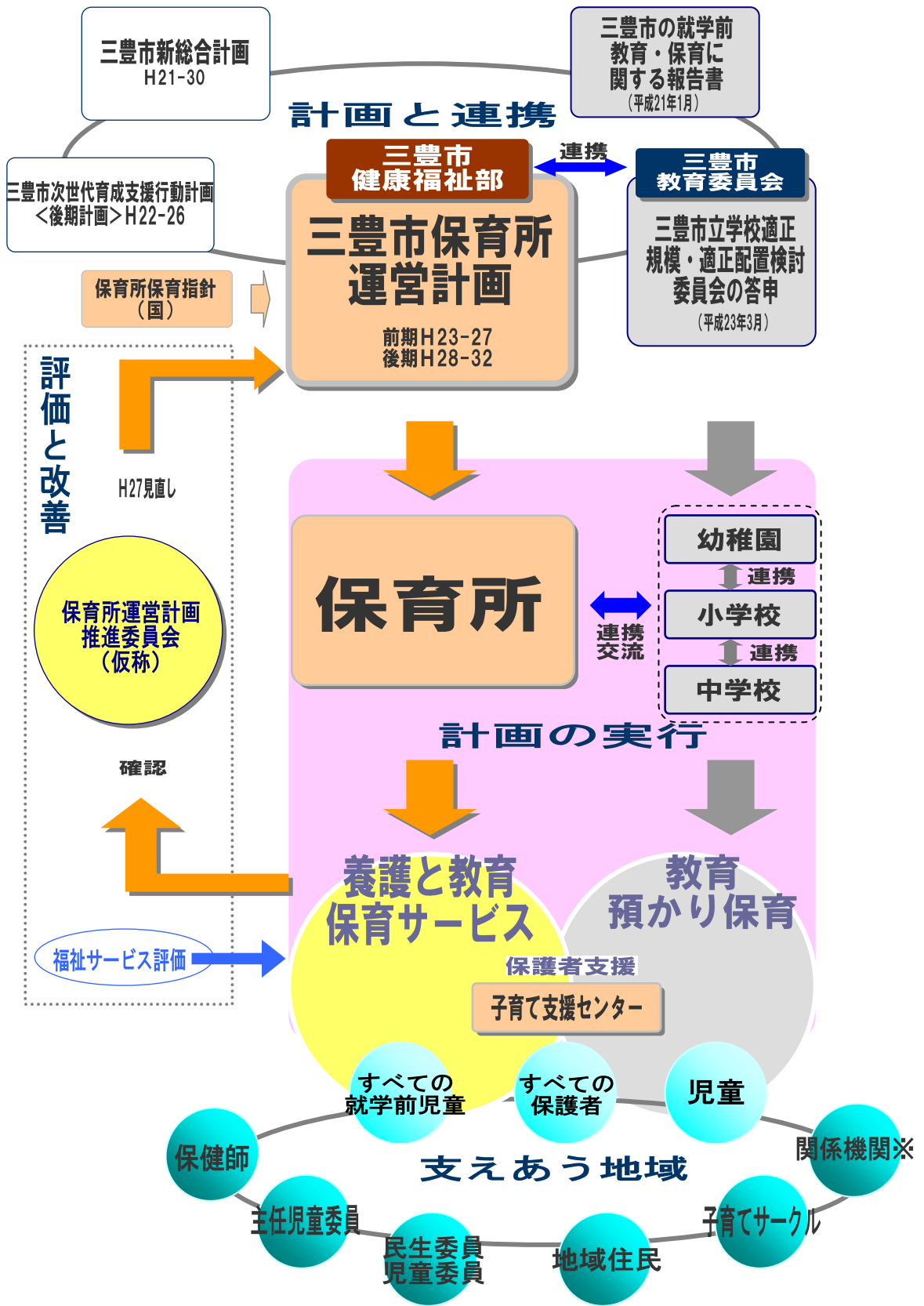
より多くの市民の理解と協力を得るために、本計画の進捗状況をはじめ、議論の具体的な状況、保育所の運営状況、市の財政運営など、計画に関わる情報を積極的に公開していきます。また、市民・関係機関との意見交換、市民意識調査や現況調査なども、必要に応じて実施します。

### ○計画を着実に推進する体制の構築と計画の見直し

本計画を着実に推進するため、学識経験者、保育・教育関係者・保護者代表などで構成する「保育所運営計画推進委員会（仮称）」を毎年度開催し、施策・事業の進捗、保育所の運営状況などに関する必要な協議を行います。

また、およそ10年間（平成23～32年度）を見通した本計画ですが、前期5年間を経過する時点（平成27年度）で、「保育所運営計画推進委員会（仮称）」において児童数や施設整備の状況、地域経済の動向、法改正などを踏まえて計画を見直します。なお、計画策定時に想定できない大幅な法改正などがある場合は、上記に限らず、必要に応じて見直します。

(参考) 計画の推進体制



※医療機関・児童相談所・ボランティア・NPO 法人等



## 第8章 参考資料

### 1 用語説明

#### (ア行)

##### ■育児（子育て）サークル

地域子育て支援センターや保健センターなどで、情報交換や交流、子育て支援活動を目的に定期的集まる子育て家庭の親等からなるグループのこと。

##### ■一時預かり事業（一時保育）

保護者の断続的・短時間の就労や保護者の疾病等により一時的に保育に欠ける保育所の入所基準の対象とならない就学前の児童に対し、保育所において保護者にかわって一時的に保育する事業のこと。

##### ■NPO（エヌピーオー）

非営利団体（Nonprofit Organization）の略。非営利（利益を目的としない）で社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。

##### ■延長保育

保育所が通常の開所・閉所時間を超えて行う保育サービスのこと。（11 時間以上の開所に対して該当）

#### (カ行)

##### ■休日保育

保育所が日曜日や祝祭日に提供する保育サービスのこと。

##### ■合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの人数に相当する。人口を維持するために必要な合計特殊出生率は、2.08 以上とされている。

##### ■国勢調査

日本に住んでいるすべての人を対象に、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、大正 9 年から 5 年ごとに 10 月 1 日を基準日に実施する国の最も基本的な統計調査のこと。

#### (サ行)

##### ■次世代育成支援行動計画

平成 15 年 7 月に制定された次世代支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づき、すべての子育て家庭を対象として、地方自治体が行きとめる子育ての支援施策の方向性や目標を定めた計画。平成 17～22 年度が前期計画、平成 22～26 年度が後期計画となっている。

##### ■住民基本台帳

住民一人ひとりの住所・氏名・生年月日など、法律で定められた事項を記載したものが住民票であり、一人ひとりの住民票をまとめたものが住民基本台帳と呼ばれている。

### ■主任児童委員

（「民生委員児童委員」の項を参照）

### ■障害児保育

広義には障害を持つ乳幼児の保育全般をいうが、狭義には保育所で行う障害のある子どもの保育事業を指す。

### ■少子化

子どもを産む親世代の減少や出生率の低下により、子どもの数が減少すること。

### ■少子高齢化

出生率の低下や、平均寿命の伸びが原因で、人口に占める子どもの割合が減り、同時に高齢者の割合が増えること。

### ■総合計画

一般的には、地方自治法第2条第4項にいう総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想と、これに基づき、政策を具体的に進めるための施策を体系的に定めた基本計画をあわせたものを総合計画と呼ぶ。

## （タ行）

### ■地域子育て支援拠点事業センター型（地域子育て支援センター）

保育所等において、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進などを実施する事業のこと。

### ■地域子育て支援拠点事業ひろば型（つどいの広場（すくすくランド））

主に乳幼児を持つ親とその子どもが公共施設内のスペースなどで気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合い交流を図るとともに、子育てアドバイザーによる子育て・悩み相談や子育てに関する講習を実施する事業のこと。

### ■通常保育

保護者が労働または疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認めるときに、保護者に代わり保育所で実施する保育サービスのこと。

## （ナ行）

### ■乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

保育所、幼稚園、小学校（低学年）に通っている児童等が病気回復期であり、集団保育の困難な期間、その児童を一時的に預かる事業で、①保育所や病院等に付設された専用スペースで保育する「病後児保育（施設型）」、②派遣された看護師等が児童の自宅等で保育する「病後児保育（派遣型）」がある。また、保護者の傷病・入院等により緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣し保育を行う「訪問型一時保育（派遣型）」がある。

### ■認可保育所

保護者が働いていたり、あるいは疾病等の理由により家庭で十分保育することのでき

ない児童を、保護者に代わり保育することを目的とする児童福祉法に基づく児童福祉施設のこと。認可保育所には、市町村が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する民間保育所（私立）がある。

#### ■認可外保育所

児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設のこと。認可外保育所、認可外保育施設、無認可保育所などと呼ばれる。設置には都道府県への届出が必要。

### (ハ行)

#### ■病児・病後児保育事業

病気の回復期などで集団保育が困難な子どもを病後児等の対応が可能な保育所や病院等に併設した専用施設において一時的に預かるサービスのこと。

#### ■ファミリーサポートセンター

子育ての手伝いをしたい人（協力会員）と、手伝いを頼みたい人（依頼会員）がそれぞれファミリーサポートの会員となり、地域で子育ての助け合いを有償で行う会員組織で、市町村が設置・運営を行う事業のこと。

#### ■保育所保育指針

厚生労働大臣が告示する全国の認可保育所が遵守しなければならない保育所運営の規範のこと。定期的に改定されるもので、平成21年度から現行の指針が施行されている。

#### ■ボランティア

自発的に自由意思で何らかの奉仕行為などを行うこと。子育てや介護、災害復興など、様々な領域や分野での社会的活動が行われている。

### (マ行)

#### ■民生委員児童委員

都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱しており、その主な職務は、地域住民の相談、援助活動、福祉サービスの情報提供、厚生センター、福祉事務所、児童相談所等の関係行政機関への協力などの活動を行っている。民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務している。

主任児童委員は、民生委員児童委員の中から指名され、特に児童福祉を専門的に担当する役割を担う。その主な職務は、子どもの福祉に関連する機関と児童委員の連絡調整、児童委員の活動に対する援助・協力、乳幼児をもつ親の子育てに関する活動や児童の福祉に関する活動などを行っている。

### (ヤ行)

#### ■幼稚園での預かり保育

幼稚園の教育時間終了後、保護者の希望に応じて、時間を延長して幼稚園児を預かること。（保育時間は幼稚園によって異なる）

## 2 三豊市保育所運営計画策定委員会設置条例

三豊市保育所運営計画策定委員会設置条例

平成22年3月30日

三豊市条例第5号

(設置)

第1条 三豊市保育所運営計画の策定に向け、幅広く市民等の意見を聴き、総合的な検討を行うため、三豊市保育所運営計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 三豊市保育所運営計画策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市立保育所長の代表
- (3) 市立幼稚園長の代表
- (4) 市立小学校長の代表
- (5) 市立保育所の保護者の代表
- (6) 市立幼稚園PTA役員の代表
- (7) 市立小学校PTA役員の代表
- (8) 主任児童委員の代表
- (9) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、必要に応じ、委員会の決定により会議を非公開とすることができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条の所掌事務を完了するまでとする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55条)の規定による。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三豊市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(最初の委員会の招集)

3 この条例による最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

### 3 三豊市保育所運営計画策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

	区 分	氏 名	所 属 等	備 考
1	学識経験を有する者	村 田 哲 康	四国学院大学教授	委員長
2	〃	三 池 幸 恵	三豊市教育委員会教育委員	副委員長
3	〃	古 賀 松 香	四国学院大学准教授	
4	保育所長の代表	赤 瀬 育 子	三豊市保育研究会会長	
5	幼稚園長の代表	藤 根 直 身	三豊市幼稚園研究会会長	
6	小学校長の代表	松 岡 千鶴子	三豊市小中学校長会会長	
7	保育所の保護者の代表	黒 川 泰 秀	山本保育所保護者会会長	
8	〃	森 和 憲	詫間保育所保護者会会長	
9	幼稚園 PTA 役員の代表	関 太 輔	三豊市 PTA 連絡協議会幼稚園部会 副会長（勝間幼稚園）	
10	〃	佐 藤 万里子	香川県国公立幼稚園 PTA 連絡協議 会 研修部長（大見幼稚園）	
11	小学校 PTA 役員の代表	菅 智 潤	松崎小学校 PTA 会長	
12	〃	吉 田 英 子	三豊市 PTA 連絡協議会母親委員会 委員長（仁尾小学校）	
13	主任児童委員の代表	田 尾 和 人	主任児童委員代表	
14	その他市長が必要と認 める者	田 尾 弘 子	三豊市愛育会会長	
15	〃	多 田 真 弓	三豊市愛育会理事	

#### 4 検討経過

年月日	会議等	審議事項等
平成 22 年 7 月 28 日	第 1 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長・副委員長の選出</li> <li>・ 三豊市立保育所の現状</li> </ul>
平成 22 年 9 月 24 日	第 2 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所見学</li> </ul>
平成 22 年 10 月 28 日	第 3 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これからの保育所に必要な機能</li> <li>・ 運営形態の方針</li> </ul>
平成 22 年 11 月	入所児童の保護者アンケート、保育所職員アンケートの実施	
平成 22 年 11 月 25 日	第 4 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員体制</li> <li>・ 三豊市の保育所が持つべき機能</li> <li>・ 運営形態の方針</li> </ul>
平成 22 年 12 月 20 日	第 5 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員体制</li> <li>・ 三豊市の保育所が持つべき機能</li> <li>・ 保育所運営の方針</li> </ul>
平成 23 年 1 月 21 日	第 6 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三豊市保育所運営計画策定委員会(案)</li> </ul>
平成 23 年 2 月 21 日	第 7 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三豊市保育所運営計画策定委員会(修正案)</li> </ul>
平成 23 年 2 月 23 日 ～3 月 4 日	パブリックコメント 実施	
平成 23 年 3 月 7 日	第 8 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三豊市保育所運営計画策定委員会(最終案)</li> <li>・ 計画提言(案)</li> </ul>
平成 23 年 3 月 24 日	委員会からの提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三豊市保育所運営計画に関する提言</li> </ul>

## 三豊市保育所運営計画

---

■発行 行：平成 23 年 3 月

■編集・発行者：三豊市健康福祉部子育て支援課

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373

TEL 0875-73-3016（子育て支援課）

FAX 0875-73-3023（子育て支援課）

ホームページ <http://www.city.mitoyo.lg.jp/>